

特定非営利活動法人 横浜金沢文化協会 規程

(NPO法人横浜金沢文化協会)

平成20年11月17日 制定

平成22年12月13日 一部改正

平成27年 4月30日 一部改正

平成28年 4月27日 一部改正

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 横浜金沢文化協会（略して「NPO法人横浜金沢文化協会」以下、当協会という）の運営は、当協会の定款によるが、定款 第55条の規定により運営の細則をここに定める。

(職員等)

第2条 定款第20条の規定により、当協会に次の職員をおく。

- (1) 事務局長及び事務局次長若干名
- (2) 担当部長及び副部長若干名
2. 事務局長及び担当部長は、理事長並びに副理事長の指揮下、指示された職務を行う。
3. 第1項の職員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
4. 当協会に必要な応じ顧問・相談役・名誉会長をおくことができる。

(協議機関)

第3条 当協会運営の基本的な事項を策定するために、執行役員会を設ける。

2. 執行役員会は、理事長、副理事長及び前条第1項の職員を兼ねる理事で構成する。

(運営委員会)

第4条 日常的な情報交換・伝達及び運営協議のために、運営委員会を設ける。

2. 運営委員会は、原則として各部門の代表の運営委員で構成する。
3. 運営委員は各部門の推薦により、執行役員会で選任する。

(入会金及び年会費)

第5条 当協会の入会金及び年会費は定款附則6に規定されているが、それを次のように改定する。

(1) 入会金 なし

(2) 年会費

個人会員 2,000円

団体会員 7,500円 (会員数25人以下)

10,500円 (会員数26人以上～50人以下)

15,000円 (会員数51人以上)

賛助会員 10,000円 (1口)

(共催・後援)

第6条 当協会所属の団体が主催する行事で、事前に申請があって、執行役員会で審査の上当協会の事業と見なす場合は、当協会と団体との「共催」事業とし、予算を計上する。予算の額については、当該年度予算の範囲内で、別途内規に定める。

2. 当協会所属の団体及び個人が主催する行事で、当協会の後援を必要とする場合には

事前に別途定める書式により「後援申請書」を提出する。

3. 外部団体から要請があった場合は、当協会の設立趣旨に照らし、共催あるいは後援が妥当であるか、執行役員会で協議して決定する。
4. 前項の申請が妥当であると執行役員会が認めた場合は、名義使用を許可し、また申請内容により資金援助を行う。

但し、外部団体に対しては、名義使用のみとする。

5. 「後援」についての資金援助額は次の通りとする。

団体会員        5, 0 0 0 円

個人会員        3, 0 0 0 円

なお、資金援助は同一団体及び同一個人に対し、年度内1回限りとする。

(慶弔)

第7条 会員の慶弔については、当協会の円滑な運営に必要な限度において、執行役員会の決定により行うものとする。

(規約改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、理事会の議決による。

(附則)

この規程は、平成20年11月17日より施行する。

但し、第5条に定める金額は平成22年度より施行し、第6条の金額は平成21年度以降の行事から適用する。